

令和3年度の協議会における取組について



開催の趣旨等

【開催の趣旨】

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年(2024年)3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、**適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要**です。

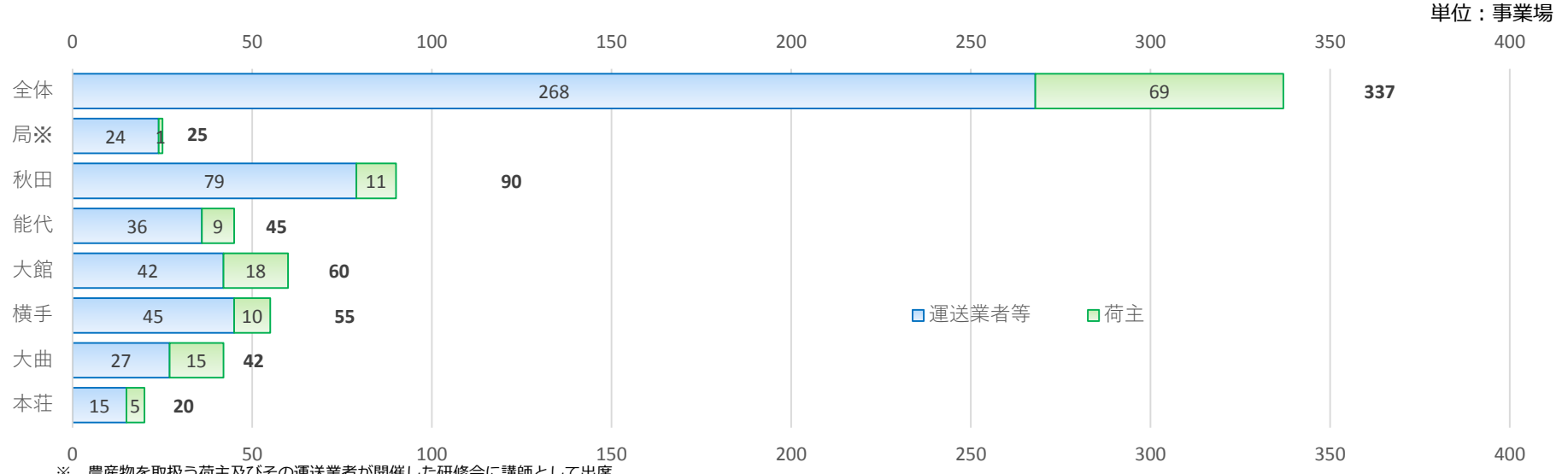
そのため、秋田労働局は、秋田運輸支局と連携し、秋田県トラック協会の協力の下、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた道路貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行っています。

【説明会の内容】

- 時間外労働の上限規制ほか改正労働基準法について（労働基準監督署等）
- ホワイト物流推進運動・標準的な運賃について（国土交通省）

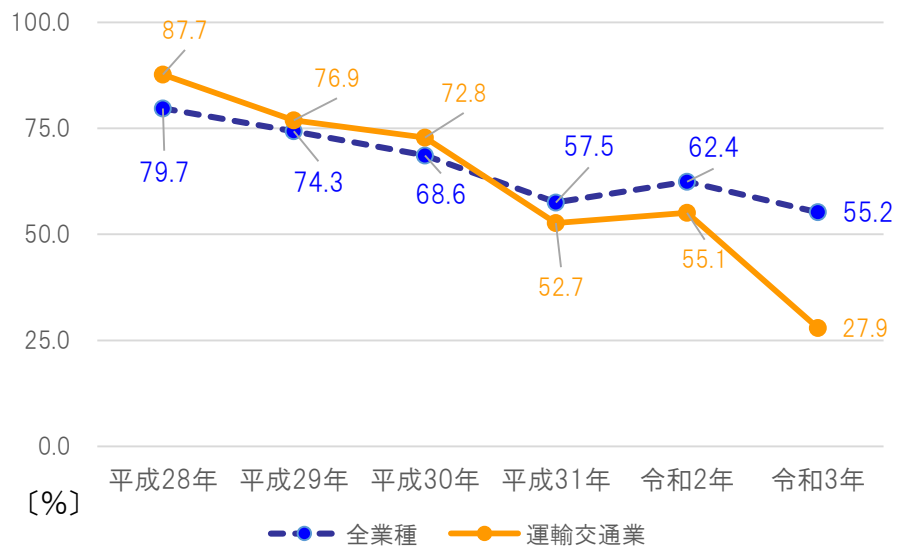
開催結果

令和3年11月から令和4年3月までの間に7回開催し、337事業場（うち荷主事業者69事業場）、390名（同81名）が参加しました。

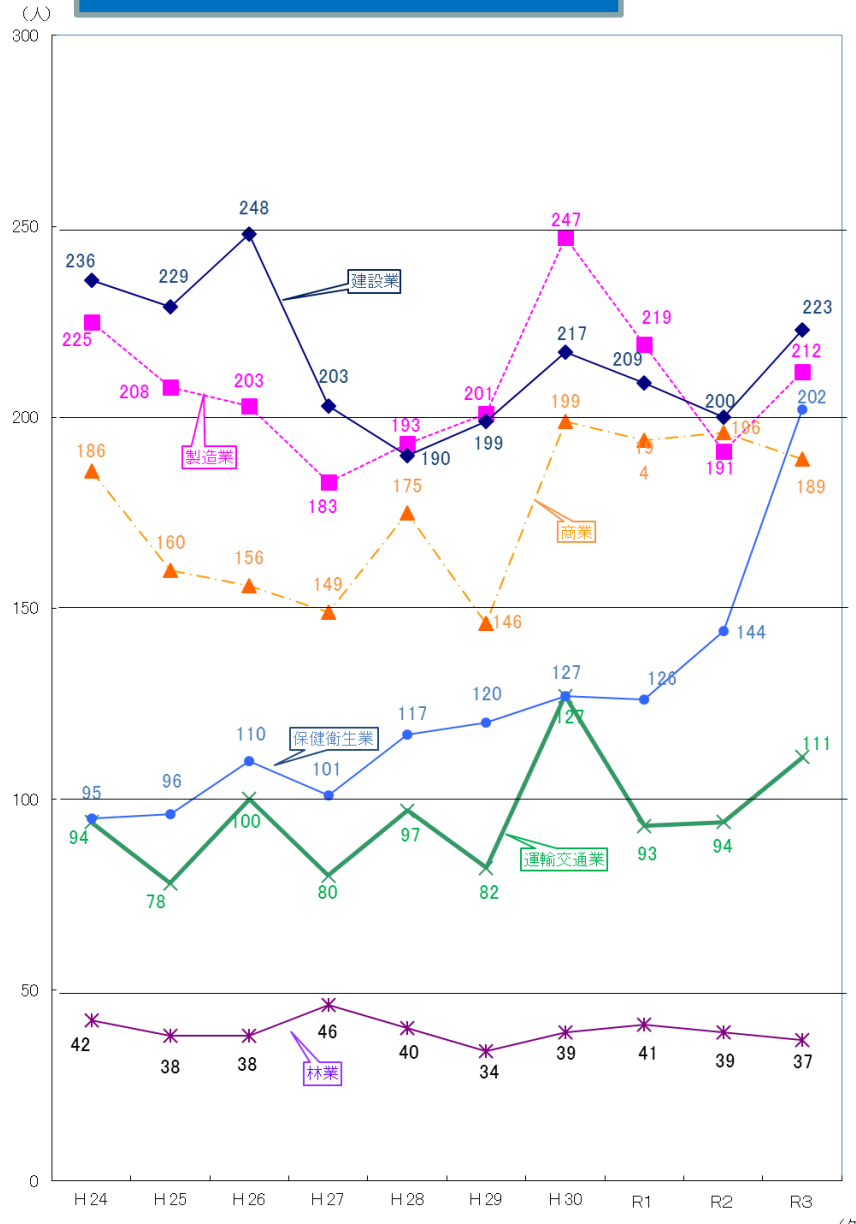




自動車監督指導における労働基準関係法令違反の状況



主要業種別災害発生状況(参考)



改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

- 法令に違反した者等の参入の厳格化
 - 欠格期間の延長(2年⇒5年)
 - 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
 - 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

- 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
 - 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
 - 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
 - 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

- 荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化
 - 原則として運賃と料金とを分別して收受
 - = 「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- 車庫の整備・管理
- 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例: 過労運転、過積載等) → 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

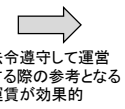
- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
 - ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
 - ② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
 - 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
 - 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等 → 必要なコストに見合った対価を收受しにくい → 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない



標準的な運賃の告示制度の導入 (労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため) 国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

対応策

○適正な運賃收受のための荷主周知活動

⇒「燃料費を含む適正な運賃の收受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃」や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。 (荷主団体に文書により周知するとともに、各種協議会やセミナー等を通じて実施)

○相談窓口の設置

⇒トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置。

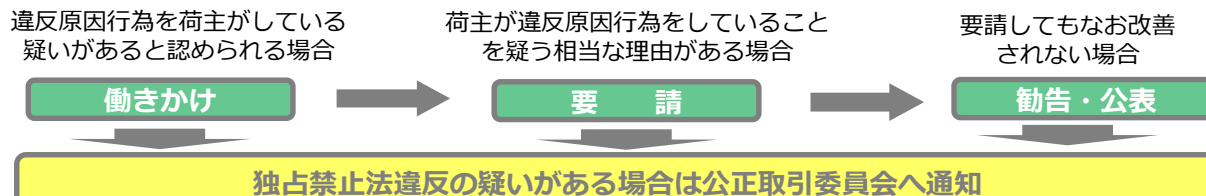
⇒国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

○荷主働きかけ等の法的な対応

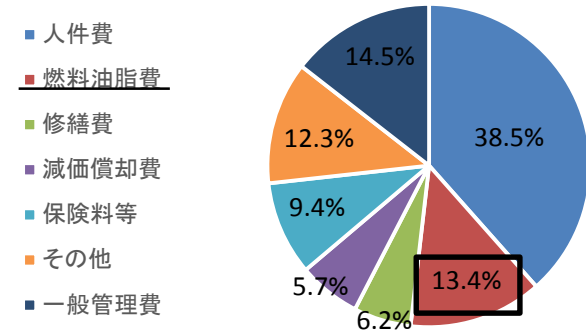
⇒燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不当に据え置くことは、独占禁止法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

⇒上記の荷主周知活動や相談窓口、目安箱を活用して、こうした国交省の対応を関係者に周知するとともに、不当な据え置きに関する情報収集を行う

<貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけのフロー>



<営業費用に占める燃料費の割合>



出典:全日本トラック協会「経営分析報告書」(令和元年度決算版)

<相談窓口・目安箱(国交省HP)>

国土交通省

令和3年(2021年)の燃料価格の上昇に対する対応について

令和3年(2021年)の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の荷主の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、国土交通省で

1. 適正な運賃收受のための荷主周知活動

適正な運賃收受については、従前より、荷主・荷主団体に対して、様々な手受けて、改めて「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、荷主・荷主団体に対する周知活動を行います。

[荷主団体あて周知文書](#)
[運送委託者向けリーフレット](#)
[標準的な運賃パンフレット](#)
[燃料サーチャージガイドライン](#)
2. 相談窓口の設置

運賃交渉力が十分に備わっていない貨物自動車運送事業者について、燃料費が十分にできるように、本省、地方運輸局、運輸支局に、新たに、今般の燃料価

相談窓口一覧 ← **相談窓口**
3. 荷主への働きかけ等

荷主(元請を含む。)が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和三十二年法律第120号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成二十九年法律第120号)に基づき、当該行為を公正取引委員会に報告する対象とします。また、同法同条に基づき、当該行為を公正取引委員会に報告する対象とします。

輸送実態把握のための意見等の募集窓口 ← **目安箱**

貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

- ・ 制度改正について荷主・運送事業者向けに**関係省庁連名で周知**。**違反原因行為に該当し得る行為を例示**。

【例】・荷主都合による長時間の荷待時間を恒常的に発生させているような行為（過労運転を招くおそれ）
 ・異常気象時など、安全な運行が困難な状況で運送を強要する行為（輸送の安全確保義務違反を招くおそれ）

- ・ 国交省HPにおいて**設置した意見等の募集窓口等を活用**。荷主の行為について、幅広く情報収集。
 収集した情報に基づき、関係行政機関と連携して、**荷主への働きかけを実施**。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

荷主への働きかけのフロー



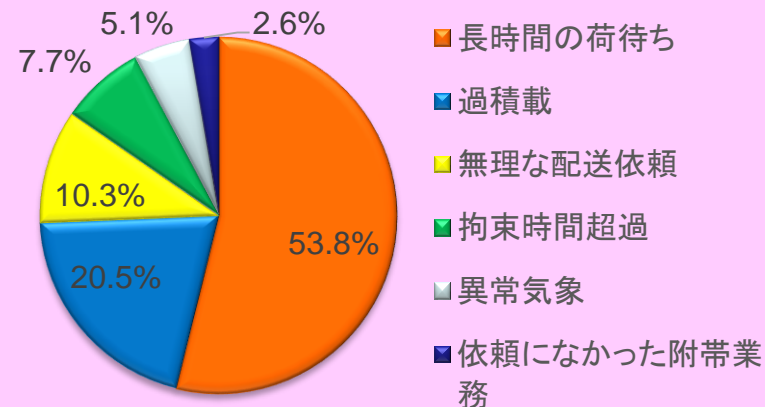
国交省HP：意見等の募集窓口

窓口投稿における違反原因行為(疑い)

<投稿で寄せられている主な項目>

- ・ (恒常的な)長時間の荷待ち
- ・ 拘束時間超過
- ・ 過積載
- ・ 無理な配送依頼
- ・ 依頼になかった附带業務
- ・ 異常気象時の運行強要
- ・ その他

働きかけにおける違反原因行為の割合



「ホワイト物流」推進運動 ～ ホワイト物流推進運動の概要 ～

- 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、

① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、「よりホワイト」な労働環境の実現

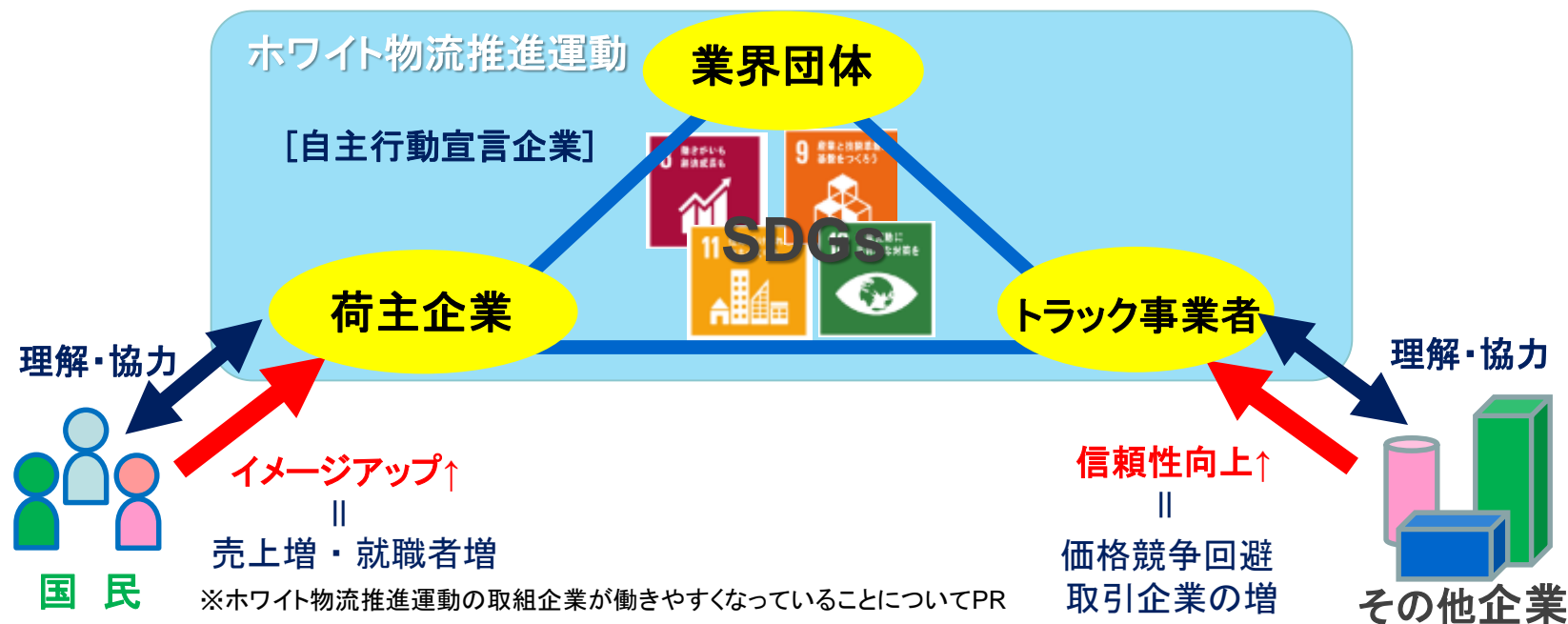
(全トラック運転手中、女性運転手は約3%、60代以上の運転手は約17%【令和元年】)

に取り組む「ホワイト物流」推進運動を関係者が連携して強力に推進。

平成30年5月30日

「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

推進運動のイメージ



「ホワイト物流」推進運動

～ ホワイト物流推進運動における国土交通省の取り組み ～

「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介
賛同企業数：1278社（2021年9月30日時点）



<https://white-logistics-movement.jp/>

「ホワイト物流」推進運動 Twitter アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」「感動」体験を、他社にShare（共有）& Spread（拡散）する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動のTwitterアカウントを立上げ



ポータルサイト 新規コンテンツ「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設
業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる“困りごと”や“要望”などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



「ホワイト物流」推進セミナー

- セミナータイトル：「ホワイト物流」推進運動セミナー
～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
- 対象者：主に、荷主企業（業種/業界を特定せず、全産業を対象）
- 開催形態：オンライン開催（zoom）
- セミナー実施時期：令和3年10月～令和4年3月まで 月1回 [計6回]

セミナープログラム(予定)		主催者：国土交通省
1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介		
2. 最近の物流政策について（仮）	国土交通省	
3. 物流効率化への取組み ～荷主だからできること、取り組んで欲しいこと～	富士通総研	
4. 取組事例の発表	講演企業詳細は裏面をご覧ください	